

Tilleke & Gibbins

bangkok | hanoi | ho chi minh city | jakarta | phnom penh | vientiane | yangon

ASEAN地域におけるインターネット上の 模倣品対策に関する調査

Tilleke & Gibbins International Ltd.

弁理士 大竹徳成

1. シンガポール

1.1 インターネット上の模倣品の対策に関する法令

□ 「模倣品」の定義(商標法第3条(5))

次に該当する場合、その商品は登録商標に関する「模倣品」である。

- (a) 当該商標に関する侵害品である場合、及び
- (b) 当該商品又はその包装に付された標章が模造商標である場合

□ ショッピングサイト等が遵守すべき法令

- ショッピングサイトに適用される特定の法律や規制はない
- 模倣品の取引に従事する者に対して適用される法令
 - 損害賠償(商標法第31条)
 - 刑事罰(商標法第46条、同法第47条)最高100,000シンガポールドルの罰金、または、最長5年間懲役

1. シンガポール

1.2 関係機関

□ 関連法令を所管する機関

- シンガポール知的財産庁(IPOS: Intellectual Property Office of Singapore) ※
知的財産法および規則は、IPOSの下で管理されている

□ インターネット上の模倣品を取り締まる機関

インターネット上の模倣品を、直接的に取り締まる機関はない

間接的に、インターネット上の模倣品を取り締まる機関は次の通り

- シンガポール警察(SPF: Singapore Police Force)
- シンガポール税関(Singapore Customs)

1. シンガポール

1.3 公的機関によるインターネット上の模倣品対策の取組

- 犯罪者に対する摘発のため捜査令状の取得
 - 裁判所が発行した捜査令状に基づき、警察官は摘発を行う
- 検察官による容疑者の訴追
- 権利所有者により申し立てられた容疑者の私人訴追
 - 検察官が起訴しない場合、権利者は司法長官室から命令を得て、私人訴追可能
- 侵害者に対する民事訴訟の提起
- 刑事・民事訴訟前の、税関と協力して行う模倣品の差止・留置
 - インターネット上で販売される模倣品と考えられる場合、重要
 - シンガポール税関には事前登録制度は存在しない

インターネット上の模倣品に対する公的機関による直接的な取組は行われていない

1. シンガポール

1.4 主要ショッピングサイトおよびNotice & Take down

各ショッピングサイトの模倣品対応実績に関する統計データは入手できない

□ Carousell

- URL: <https://sg.carousell.com/>
- ノーティスアンドテイクダウン(Notice & Take down: 権利者の通知に基づいてショッピングサイトがショッピングサイト中の模倣品のURLをブロックする手続)は、Carousellの知的財産権侵害通報(IP Infringement Report)を通じて行う
(参照)Carousell, "How can I report infringement of my rights?"
[<https://support.carousell.com/hc/en-us/articles/115011090508>]

□ Shopee

- URL: <https://shopee.sg/>
- ノーティスアンドテイクダウンは、以下のURLにアクセスし、所定事項を記入送信することで行う
https://shopee_support.formstack.com/forms/ipr_sg

□ eBay

- URL: <https://www.ebay.com.sg/>
- ノーティスアンドテイクダウンは、Webページからダウンロードしたフォームに、所定事項を記入し送信することで行う

2. マレーシア

2.1 インターネット上の模倣品の対策に関する法令

□ 「模倣品」の定義(商標法第70C条)

「偽造商標商品(counterfeit trade mark goods)」を次のように定義する。

“ある商品について適法に登録されている商標と同一の若しくは類似する、又は当該商標と本質的部分において区別し得ない商標であって、本法に基づく当該商標の所有者の権利を侵害するものが、許可なく付されている商品(包装を含む。)”

□ ショッピングサイト等が遵守すべき法令

□ ショッピングサイトに適用される特定の法律や規制はない

□ 権利者は、一般販売・オフライン販売に適用される以下の関連法令による保護を受けられる

- 商標権侵害(商標法第38条)
- 取引表示法(取引表示法第7条、同法第8条)虚偽の取引表示が犯罪を構成する旨の規定
(同法第59条)刑事罰の規定
- 著作権侵害(著作権法第36条、同法第41条)

□ 著作権法第43H条(著作権を侵害するコンテンツを含むウェブサイトを削除または当該ウェブサイトへのアクセスを無効にするために、インターネットサービスプロバイダー課された法的義務)

- 書面による侵害通知をインターネットサービスプロバイダーに提供した後、インターネットサービスプロバイダーが通知受領後48時間以内に侵害コンテンツを含むサイトへのアクセスを無効にし得る

2. マレーシア

2.2 関係機関

□ 関連法令を所管する機関

- マレーシア知的財産公社(MyIPO: Intellectual Property Corporation of Malaysia)
※MyIPOは、マレーシアの知的財産行政を管理および監督する

□ インターネット上の模倣品を取り締まる機関

- 国内取引・消費者省(MDTCA: Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs)
 - 疑義侵害品や模倣品に対する申立ての調査、摘発の実行、押収に関与
 - 通信マルチメディア委員会(Malaysian Communication & Multimedia Commission)、マレーシア税関(Royal Malaysia Customs)、マレーシア警察(Royal Malaysia Police)とともに、デジタル科学捜査研究所で、模倣品・海賊版を含む犯罪行為のオンラインコンテンツを監視
- マレーシア税関(Royal Malaysia Customs)
 - 間接的に、インターネット上の模倣品を取り締まる機関
 - 事前登録制度はない

2. マレーシア

2.3 公的機関によるインターネット上の模倣品対策の取組

□ 摘発

□ 取引表示法・著作権法

捜査令状に基づき(緊急の場合は捜査令状なしで)国内取引・消費者省(MDTCA)/マレーシア警察による摘発

□ 商標法

権利者による国内取引・消費者省(MDTCA)への申立に基づく摘発

□ 民事訴訟

□ 刑事訴訟

□ 税関による模倣品の差止・留置

□ 事前登録制度はない



刑事訴追ルート of 摘発および手続を示すフローチャート

2. マレーシア

2.3 公的機関によるインターネット上の模倣品対策の取組

- 侵害ウェブサイトリスト(IWL: Infringing Website List) 2017年開始
 - 関係機関: Media Prima、Astro、マレーシア通信マルチメディア・コンテンツ・フォーラム(CMCF: Communications and Multimedia Content Forum of Malaysia)、モーション・ピクチャー・アソシエーション(MPA: Motion Picture Association)、コンテンツ・プロモーション・センター、メディア専門家協会(MSA: Media Specialists Association)
 - 映画、ソフトウェア、音楽、さらには本を含む著作権で保護されたコンテンツのデジタル著作権侵害に対抗する目的で、海賊ウェブサイトをリスト化しているもの
- OPS Tulen Semak (純正品の動作確認)
 - 国内取引・消費者省(MDTCA)は、企業環境での海賊版・非ライセンスソフトウェアの使用の排除を特に対象とした反海賊行為の摘発(2013年)
- バスケット・オブ・ブランド (Basket of Brands) 2011年開始
 - 関係機関: 国内取引・消費者省(MDTCA)
 - データベースに登録されることにより、エンフォースメント・商標権侵害事件の訴追において優先権を得られる
 - 2019年1月31日現在、登録件数は78件

2. マレーシア

2.4 主要ショッピングサイトおよびNotice & Take down

各ショッピングサイトの模倣品対応実績に関する統計データは入手できない

□ Lazada

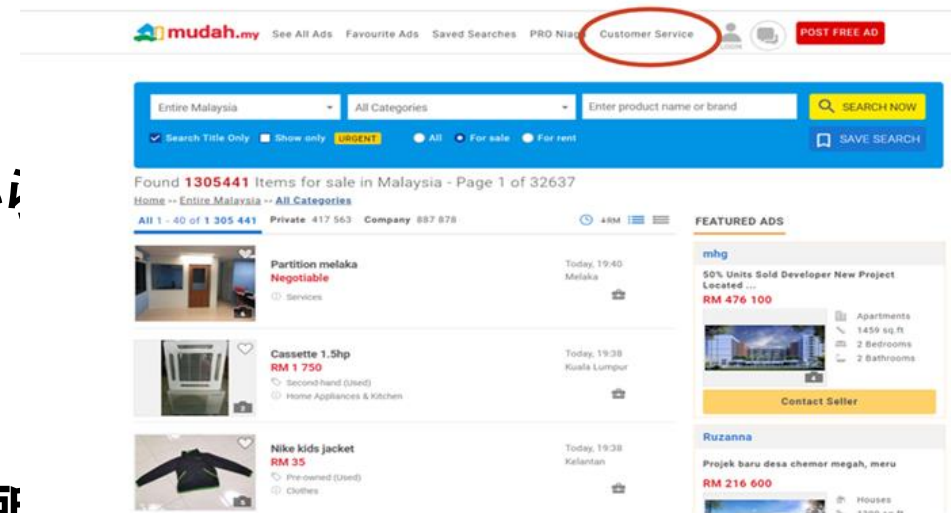
- URL: Lazada.com.my
- ノーティスアンドテイクダウン(Notice & Take down)は、2019年より、Alibaba Group 知的財産保護プラットフォームを通じて行う

□ Shopee

- URL: Shopee.com.my
- ノーティスアンドテイクダウンは、Shopeeアプリ等から、所定事項を記入送信することで行う

□ Mudah

- URL: Mudah.my
- ノーティスアンドテイクダウンは、Webページから、所定事項を記入送信することで行う



3. フィリピン

3.1 インターネット上の模倣品の対策に関する法令

□ 「模倣品」の定義(消費者法第4条, 消費者法施行規則第1条(1.25))

消費者法およびその施行規則は、「模倣品」を次のように定義する。

“対象となる消費者向製品を実際に製造、加工、包装、販売する者以外の者が、消費者向製品の製造業者、加工業者、包装業者、販売業者の商標、商号またはその他の識別マーク、刻印、図形、またはその類似物を、許可なく、当該消費者向製品、その容器またはラベルに付し、それにより、当該消費者向製品の製造業者、加工業者、包装業者、販売業者によって製造、加工、包装、販売されたと不正な目的をもって使用されたもの”

□ ショッピングサイト等が遵守すべき法令

□ 共同行政命令

消費者との電子商取引に従事する販売業者、流通業者、供給業者または製造業者との間の公正な商慣行の最小要件を規定している

3. フィリピン

3.2 関係機関

□ 関連法令を所管する機関

□ 貿易産業省

他の政府機関と協力して、オンライン上での消費者保護に関する法令の中でも、消費者法や電子商取引法に関する規則や規制の普及を担う

□ インターネット上の模倣品を取り締まる機関

□ 法務省(DOJ: Department of Justice) サイバー犯罪対策室(OOC:Office of Cybercrime)

- サイバー犯罪やその他の法律違反の調査と訴追を行うことができる

□ 知的財産庁

知的財産庁は、オンライン上の海賊行為と模倣品に対処する「ノーティスアンドテイクダウン」に対応できるように知的財産法に含めることを提案している

□ フィリピン税関

- 間接的に、インターネット上の模倣品を取り締まる機関

3. フィリピン

3.3 公的機関によるインターネット上の模倣品対策の取組

□ フィリピン知的財産庁による訪問

知的財産庁職員が、侵害者の施設／店舗を訪問し、違法行為を停止するよう通知する。尚、模倣品の押収権限はない。

□ 警察による摘発

□ 民事訴訟

□ 刑事訴訟

□ 税関による模倣品の差止・留置

- 事前登録制度がある

インターネット上の模倣品に対する公的機関による直接的な取組は行われていない

3. フィリピン

3.4 主要ショッピングサイトおよびNotice & Take down

各ショッピングサイトの模倣品対応実績に関する統計データは入手できない

□ Lazada

□ URL: <https://www.lazada.com.ph/>

□ ノーティスアンドテイクダウン(Notice & Take down)は、Alibaba Group 知的財産保護プラットフォームを通じて行う(2020年6月12日確認)

□ Shopee

□ URL: <https://shopee.ph/>

□ ノーティスアンドテイクダウンは、IPR Form (https://shopee_support.formstack.com/forms/ipr_ph)に所定事項を記入送信することで行う (2020年6月12日確認)

□ eBay

□ URL: <https://www.eBay.com.ph/>

□ ノーティスアンドテイクダウンは、Webページからダウンロードしたフォームに、所定事項を記入し送信することで行う
(参照:<https://www.ebay.ph/pages/help/tp/vero-rights-owner.html>)

4. タイ

4.1 インターネット上の模倣品の対策に関する法令

- 「模倣品」の定義 = 知的財産権を侵害する商品
 - 知的財産権: 特許権、小特許権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密
- ショッピングサイト等が遵守すべき法令
 - 民商法第432条(一般的不法行為法の原則)

数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自連帯でその賠償の責に任じる。共同行為者中のいずれがその損害を加えたかを知ることができないときも同じである。不法行為の教唆者または扶助者もまた共同不法行為者とみなす。
 - 刑法第86条(共同刑事責任)

理由の如何を問わず、他の人が犯罪を犯すことを支援または促進するために行動する者は、犯罪が犯される前または犯した後であれ、そのような幫助または促進が犯人によって知られていない場合でも、そのような人は犯すことの幫助者とみなされ、幫助者には、犯罪に対して規定された罰則の3分の2が科される。

民商法第432条または刑法第86条により、サービスプロバイダーは、**知的財産権侵害行為を幫助または促進する者**として、ツール／プラットフォームを使用する者により侵される模倣行為に対する責めを負う場合がある

4. タイ

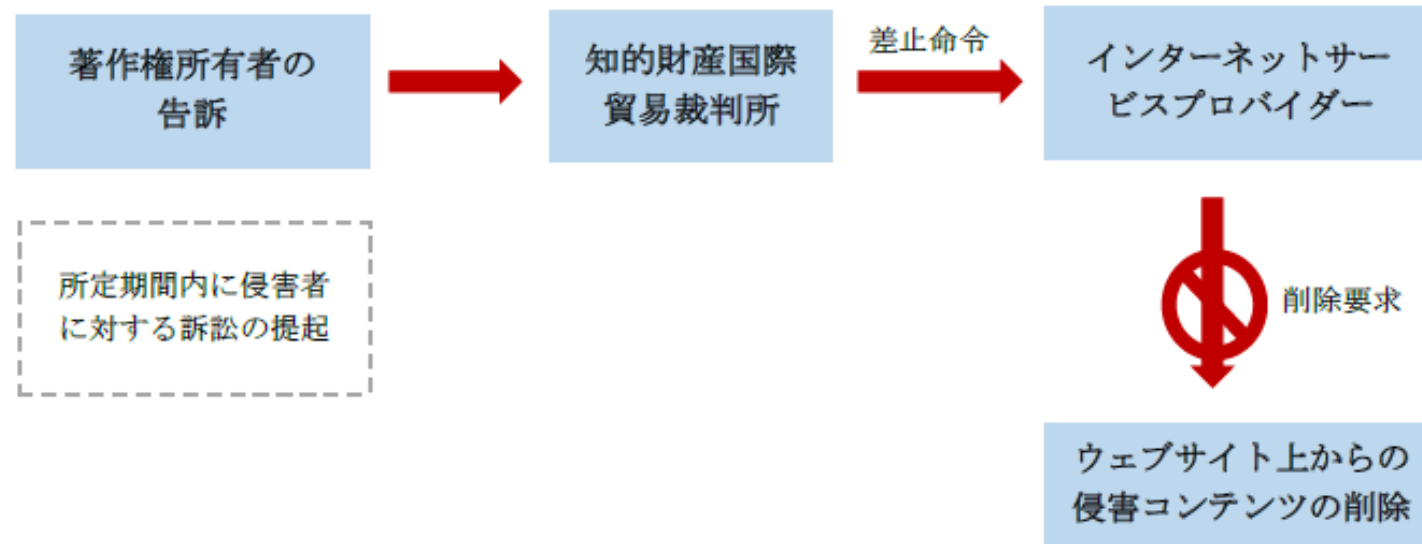
4.1 インターネット上の模倣品の対策に関する法令

□ ショッピングサイト等が遵守すべき法令

□ 著作権法第32/3条

著作権所有者がインターネット上の著作権侵害コンテンツの配信を防止するための差止命令を認め、インターネットサービスプロバイダーの免責を規定

尚、インターネットサービスプロバイダーが著作権侵害コンテンツをWEBサイトから削除するためには、著作権者が裁判所から**裁判所命令**を得ることが必要



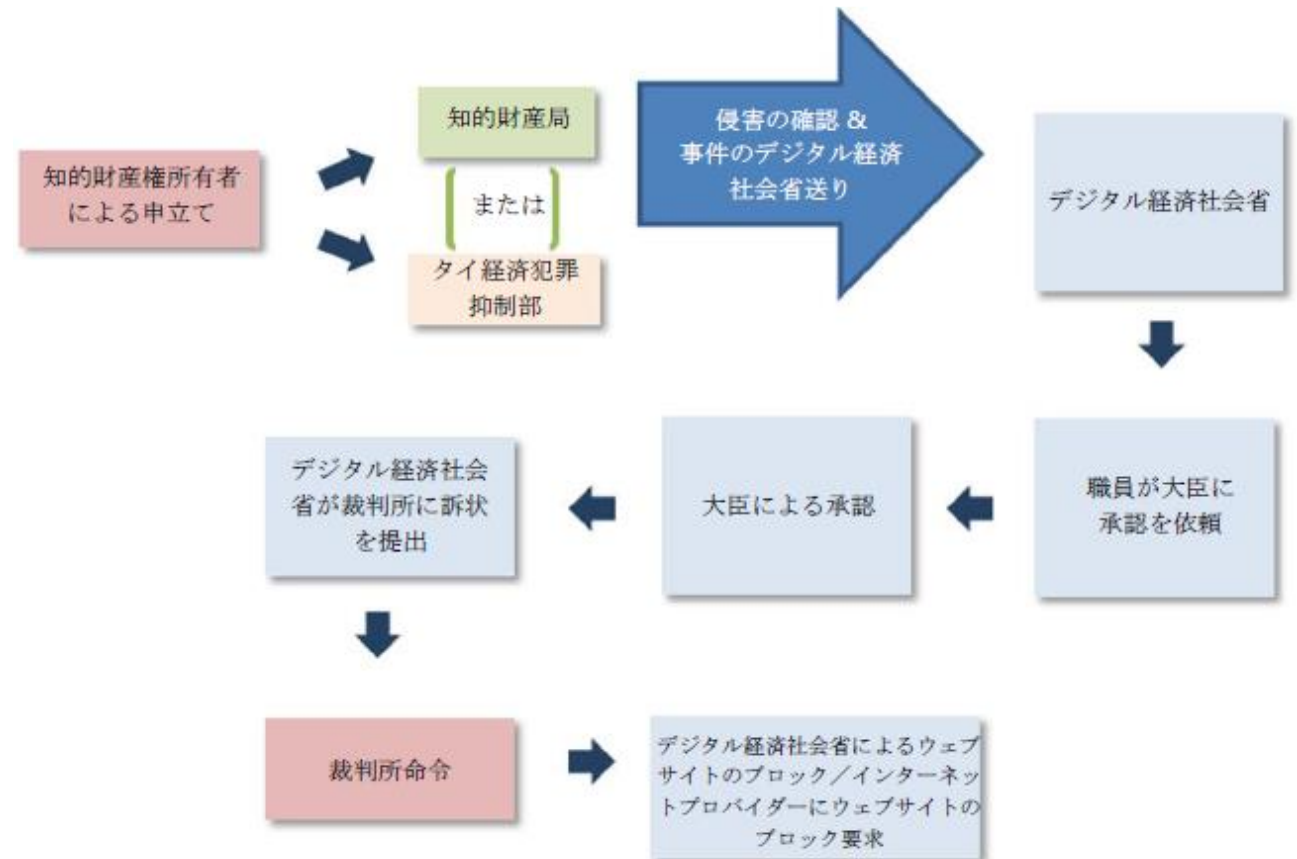
4. タイ

4.1 インターネット上の模倣品の対策に関する法令

□ ショッピングサイト等が遵守すべき法令

□ コンピュータ犯罪法第20条

コンピュータデータの拡散行為がある場合、裁判所は、コンピュータデータの拡散防止・当該コンピュータデータの削除を命じる**裁判所命令**を、インターネットサービスプロバイダーに発することができる



4. タイ

4.2 関係機関

機関名	役割
知的財産局 DIP: Department of Intellectual Property	知的財産局は、全関係機関の間で、エンフォースメントに関して、リーダー・コーディネーターとして役割を果たす
法務省特別捜査局 DSI: Department of Special Investigation	被害が1千万タイバーツ以上の事件に対して、摘発(Raid)を行う
経済犯罪制圧部 ECD: Economic Crime Suppression Division	タイ警察庁管轄下の機関。経済犯罪制圧部は、知的財産権事件を含む、銀行、税金及び他の経済関連事件を扱い、摘発(Raid)を行う
検察庁 知的財産権・国際貿易訴訟局 Public Prosecution Office	国家警察庁または法務省特別捜査局から移管された事件について、知的財産国際貿易裁判所(IP&IT Court)に起訴するか否かを判断する
タイ税関 Thai Customs	タイ国境越境する疑義模倣品を一時的に差止めるために、職権で検査する権限を有する
中央知的財産国際貿易裁判所 IP&IT Court: Central Intellectual Property and International Trade Court	知的財産権および国際貿易に関連して民事事件・刑事事件で判決を下す
知的財産侵害抑制小委員会 Suppression of IP Infringement Subcommittee	知的財産権抑制行動計画の立案等

4. タイ

4.2 関係機関

機関名	役割
デジタル経済社会省 MDES: Ministry of Digital Economy and Society	経済及び社会に対するデジタル技術開発に関する国家戦略、計画、統計および法令を提案、監視、規制、評価する
国家放送通信委員会 NBTC: National Broadcasting and Telecommunications Commission	他の政府機関とともに、模倣品の拡散およびオンラインにおける権利侵害を抑制・防止する
技術犯罪制圧部 TCSD: Technology Crime Suppression Division	オンライン上での知的財産権侵害、電子取引、オンラインポルノなどの技術犯罪の防止と抑制に焦点を当てた法執行機関
タイ情報技術犯罪抑制作業部会 TACTICS: Thailand's Action Taskforce for Information Technology Crime Suppression	タイ警察庁管轄下の機関。情報技術に関連する犯罪に取り組む機関
知的財産侵害及びインターネット犯罪抑制に対するタイ警察センター COPTICS: Center of Operational Policing for Thailand against Intellectual Property Violations and Crimes on the Internet Suppression	2018年、国家放送通信委員会(NBTC)、タイ情報技術犯罪抑制作業部会(TACTICS)およびタイ警察庁は、知的財産権侵害ウェブサイトをブロックする手続を加速化するために新設された機関 (NOTE) 現在、COPTICSの業務対象は、オンライン上での知的財産権侵害事件から、オンライン上のフェイクニュースの取締に変更された。

4. タイ

4.3 公的機関によるインターネット上の模倣品対策の取組

- 警察による摘発
- 民事訴訟
- 刑事訴訟
- 税関による模倣品の差止・留置
 - 事前登録制度がある

- **オンライン上の侵害を抑制するための特定の措置**
 - 著作権法第32/3条およびコンピュータ犯罪法第20条に基づく裁判所命令

4. タイ

4.4 主要ショッピングサイトおよびNotice & Take down

各ショッピングサイトの模倣品対応実績に関する統計データは入手できない

□ Lazada

□ URL: <https://www.lazada.co.th>

□ ノーティスアンドテイクダウン(Notice & Take down)は、Alibaba Group 知的財産保護プラットフォームを通じて行う(2020年6月12日確認)

□ Shopee

□ URL: <https://shopee.co.th/>

□ ノーティスアンドテイクダウンは、IPR Form (https://shopee_support.formstack.com/forms/ipr_ph)に所定事項を記入送信することで行う (2020年6月12日確認)

□ Facebook

□ URL: <https://www.facebook.com/>

□ ノーティスアンドテイクダウンは、Webページ上の、「商標権通報フォーム」「著作権通報フォーム」及び「模倣品通報フォーム」に所定事項を記入し送信することで行う

5. インドネシア

5.1 インターネット上の模倣品の対策に関する法令

□ 関連法令

- 商標法
- 著作権法
- 特許法
- 工業意匠法

□ ショッピングサイト等が遵守すべき法令

- 情報及び電子商取引に関する法律(Law No. 11 of 2008 Regarding Electronic Information and Transaction)

故意かつ権利なしに、第28条1項に記載の電子取引において、消費者の損失を招く虚偽の誤解を引き起こすニュースを故意に広めた者は、最大6年の禁固刑または最大10億インドネシアルピアの罰金刑が科される(同法第45A条(1))

- 電子商取引事業者の制限と責任に関する省令(Ministry Regulation No. 5 of 2016 Regarding Limitation and Responsibility of E-commerce Merchant)

5. インドネシア

5.2 関係機関および公的機関による模倣品対策の取組

□ インターネット上の模倣品を取り締まる機関

- インドネシア国家警察

- 捜査紛争解決局(PPNS DJKI)

捜査紛争解決局は現在、オンラインレポートを使用して事件を受付ける

<https://pengaduan.dgip.go.id/index.php/>

□ 公的機関による模倣品対策の取組

- 警察による摘発

- 民事訴訟

- 刑事訴訟

- 税関による模倣品の差止・留置(事前登録制度がある)

5. インドネシア

5.3 主要ショッピングサイトおよびNotice & Take down

各ショッピングサイトの模倣品対応実績に関する統計データは入手できない

□ Lazada

- URL: <https://www.lazada.co.id>
- ノーティスアンドテイクダウン(Notice & Take down)は、Alibaba Group 知的財産保護プラットフォームを通じて行う(2020年6月12日確認)

□ Shopee

- URL: <https://shopee.co.id/>
- ノーティスアンドテイクダウンは、IPR Form に所定事項を記入送信することで行う(2020年6月12日確認)

□ Tokopedia

- URL: <https://www.tokopedia.com/>
- ノーティスアンドテイクダウンは、下記のWebページ上の、「請求ホーム」に所定事項を記入し送信することで行う
<https://www.tokopedia.com/contact-us/form/ban-product>

6. ベトナム

6.1 インターネット上の模倣品の対策に関する法令

□ 「模倣品」の定義 — 知的財産法第213条

□ 偽造標章商品または偽造地理的表示商品

- 当該商品に係り保護された標章又は地理的表示と同一又は実質的に識別不能な標章若しくは標識を、当該標章の所有者又は当該地理的表示の管理組織それぞれの同意なしに付した商品又は包装

□ 著作権侵害物品

- 著作権所有者又は隣接権所有者の同意なしに作成された複製

□ 政令 No. 185/2013/ND-CP 補足 上記の他に7類型を規定

- 価値ある用途や効果のない商品、価値のある用途または効果があるものの性質、商品名によって出所と一致しない商品、または、価値のある用途・効果はあるものの登録若しくは通知された価値ある用途・効果と一致しない商品 等

6. ベトナム

6.1 インターネット上の模倣品の対策に関する法令

□ ショッピングサイト等が遵守すべき法令

□ 電子商取引に関する法令(政令 No. 52/2013/ND-CP)

電子商取引活動における禁止行為－電子商取引を利用して、模倣品や商品の取引、知的財産権を侵害するサービスの提供、商品の取引、またはビジネス上禁じられている商品およびサービスの提供

□ 消費者の権利の保護に関する法律と規制(消費者保護法)

ショッピングサイトは、消費者に商品および／またはサービスに関する情報を提供する際に、第三者に対し、次の責任を負う。

- 提供された商品やサービスに関する情報を正確かつ完全に提供すること
- 報道および広告に関する規制を遵守すること 等

□ 情報技術に関する法律及び規制(情報技術法)

電子商取引ウェブサイトを保有する組織および個人は、ウェブサイトに投稿された情報について責任を負う

6. ベトナム

6.2 関係機関

□ オフライン上の模倣品の取締機関

知的財産法第200条(知的所有権の侵害を取り扱う当局)

- 裁判所: 民事救済または刑事救済
- 税関: 輸入・輸出に関する知的所有権国境管理措置(事前登録制度有)
- 検査官、警察、市場監視局: 行政摘発

インターネット上の模倣品については、知的財産権者が侵害者の住所(オフィスや倉庫など)を特定できる場合には、行政摘発に訴えることが依然として有効である

□ インターネット上の模倣品の取締機関

- **Task Force 368(2020年2月28日創設)**
電子商取引における模倣品等の監視・摘発

6. ベトナム

6.2 関係機関 (Task Force 368)

□ 実績

- Ho Chi Minh Cityにおいて、アルコール飲料、タバコ、ハンドバッグ、財布等の模倣品を販売する複数のショッピングサイトに関連する事件への対応
- Hanoiにおいて、Adidas, Nike等の模倣品の摘発の際、市場監視局との調整 等

□ 任務

- 電子商取引における取引の管理・監督についての助言の提供
- 電子商取引における模倣品等の摘発のサポート
- 電子商取引における模倣品等の摘発のための解決策・計画の提案 等
 - Task Force 368には、摘発権限はない
 - Task Force 368の構成員は、ホーチミン・シティ、ハノイ等の市場監視局の上級職員であり、当該市場監視局が積極的に摘発を行っている

□ 連絡方法等

- Task Force 368への連絡方法・必要書類等を定めたガイドラインはない
- Task Force 368へ証拠を揃えて、Task Force 368の構成員とコンタクトできる現地法律事務所を介してTask Force 368にコンタクトすることになる

6. ベトナム

6.3 主要ショッピングサイトおよびNotice & Take down

各ショッピングサイトの模倣品対応実績に関する統計データは入手できない

□ Lazada

- URL: <https://www.lazada.vn/>

- ノーティスアンドテイクダウン(Notice & Take down)は、Alibaba Group 知的財産保護プラットフォームを通じて行う(2020年6月12日確認)

□ Shopee

- URL: <https://shopee.vn/>

- ノーティスアンドテイクダウンは、IPR Form (https://shopee_support.formstack.com/forms/ipr_ph)に所定事項を記入送信することで行う(2020年6月12日確認)

□ SENDO

- URL: <https://www.sendo.vn/>

- ノーティスアンドテイクダウンは、hotronguoiban@sendo.vnにemailを送信することによって、模倣品に関するURLを削除するための申立てを行う

7. ノーティスアンドテイクダウン (Notice & Take down)

7.1 Lazada <https://ipp.alibabagroup.com/>

Alibaba Group | IP Protection Platform
ipp.alibabagroup.com

Sign in | Register | 中文 | English

Home | Principle & Policy | Good-faith Takedown | SME Support Center | AACA

ALIBABA GROUP
2018 GLOBAL
INTELLECTUAL PROPERTY
RIGHTS PROTECTION
ANNUAL REPORT

Alibaba Group 2018 Intellectual Property Rights Protection Annual Report

IPP Platform Instructions
Please submit your identification document and intellectual property right document via this platform. After document authentication, you may submit infringement complaint or join our cooperation program.

Alibaba Anti-Counterfeiting Alliance
AACA is the first alliance of its kind. AACA combines brand and industry knowledge together with Alibaba's e-commerce technology and platform insights in order to protect IP more effectively.

Complaint Procedure | Required Materials | Video Tutorials

Mission & Vision | Membership | Practices

7. ノーティスアンドテイクダウン (Notice & Take down)

7.1 Lazada

<https://ipp.alibabagroup.com/>



Register an account on IPP platform

1. [Create an IPP account](#) with your email. [How to register my account on IPP](#)
2. You can also [login](#) to our IPP platform with a valid account on Taobao.com, Tmall.com, Alibaba.com, Aliexpress.com, and 1688.com.



What intellectual property right(s) do you wish to protect

1. Provide [proof of your identity](#).
 2. Provide [proof of your intellectual property right\(s\)](#).
- Once verified, you do not need to submit these documents again as long as your IP rights documents have not expired.



Let us know where the infringement is

1. Choose the platform where the alleged infringing listing is found, submit hyperlinks to the listings and provide any additional support of alleged infringements.
2. Once the takedown request is verified, we will take down the corresponding listing and notify owners of the removal. If any counter-notification is received, it will be forwarded for your response.



Manage your intellectual property rights enforcement

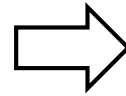
1. Manage the intellectual property rights documents you submitted.
2. Check the status of your complaint submissions.
3. Review historical records of your complaints.

7. ノーティスアンドテイクダウン (Notice & Take down)

7.2 Shopee URL: https://shopee_support.formstack.com/forms/ipr_my

Informant's Information

Informant's Name and Title*	Informant's relationship with IP owner*
<input type="text"/>	<input type="text"/>
Informant's Email Address*	Informant's Website
<input type="text"/> <small>Informant's Email Address for communication with Shopee (If company, please provide company email for communication)</small>	<input type="text"/>
Informant's Address*	Contact Number (Work)*
<input type="text"/>	<input type="text"/>
Nature of Informant*	Informant's Company Name*
<input type="text"/>	<input type="text"/> <small>Please indicate "NA" if informant is an individual</small>





Supporting Documents

Upload a Word / Excel copy of the complained listing URLs*

No File Chosen
Please enter URL links in separate rows

IP Registration Number(s)*
Please use commas to separate multiple IP Registration Numbers (e.g. 0123456, 0234567, 0345678)

Is your IP registered in the country where the item is listed for sale?*

Yes
 No

Are you the IP owner?*

Yes
 No

7. ノーティスアンドテイクダウン (Notice & Take down)

7.2 Shopee URL: https://shopee_support.formstack.com/forms/ipr_my

Brand Name *

Please indicate "NA" if IP owner is an individual

Please advise in which country is the item listed for sale *

Nature of Complaint *

Grounds of Complaint *

Please describe.

Informant's Signature *

Use your mouse or finger to draw your signature above

[\[clear\]](#)

Date *

12 Jun 2020

Please upload Certificates OR other Proof of ownership of related IP rights in the country to which your complaint relates to.

Informant's Declaration *

By clicking this box, I confirm that I have the rights or am duly authorised to make this complaint. I have made this complaint in good faith and belief that the use of the material in the manner complained above is not authorised by the Intellectual Property Owner or the law. The information in this Form and any material provided in support of this complaint is accurate, and I undertake to indemnify Shopee and/or its affiliates for any damages caused by this complaint. I hereby give consent to Shopee to process my name and my contact details, as well as to provide my contact details to the seller, for the purposes of this complaint.

Upon successful submission, a confirmation email will be sent to the email address you have provided us within 5 minutes.

Previous

Submit Form

Contact Information

- Name 大竹徳成 (Tokunari Otake)
- Telephone +66 2056 5555
- E-mail tokunari.o@tilleke.com
- www.tilleke.com